

山形県文化基本条例（仮称）素案の概要

平成29年12月20日
観光文化スポーツ部

総則

目的（第1条）

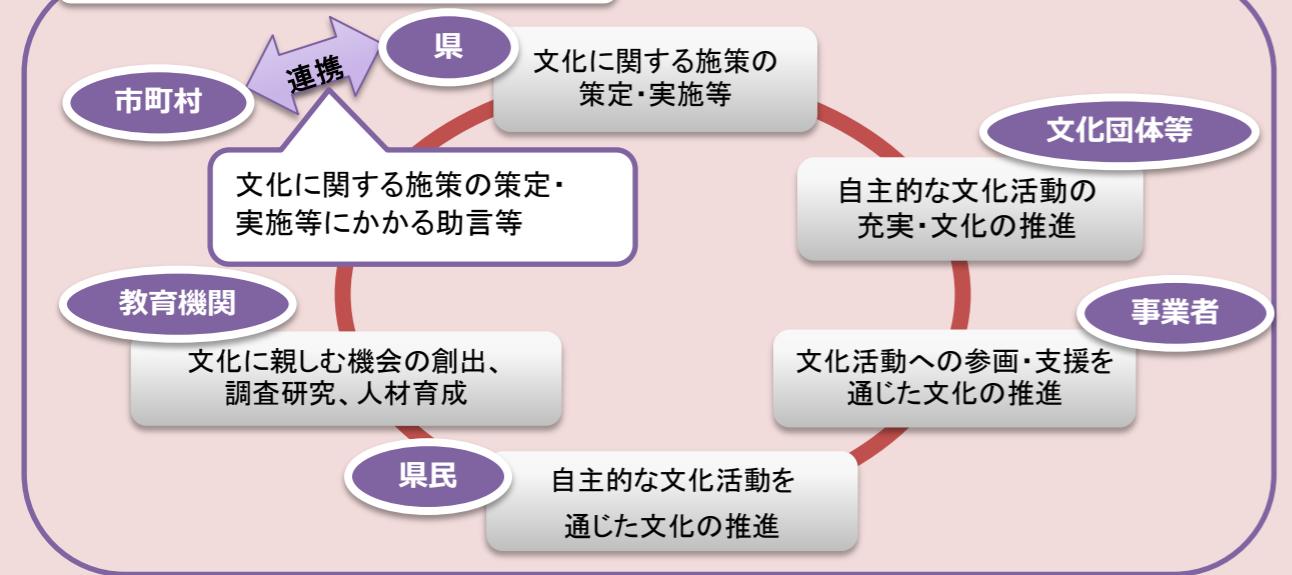
- 文化の推進（保護、継承、振興、発展、創造）に関する基本理念
- 県の責務、県民の役割等（県民、文化団体等、教育機関及び事業者の役割並びに市町村との連携）
- 文化に関する基本的施策を定め、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、

**心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現
並びに経済の活性化に寄与することを目的とする。**

基本理念（第2条）

- 県民の自主性の尊重
- 文化活動を行う者の創造性の尊重、地位向上、能力発揮のための配慮
- 県民が等しく、生涯を通じて、文化を鑑賞し、創造し、参加できる環境の整備
- 本県文化への県民の理解、郷土への愛着や誇りを育むための考慮
- 本県文化の多様性を尊重した推進のための配慮
- 本県文化の国内外への発信、文化交流の推進
- 文化による地域と経済の活性化（観光、まちづくりなどの各施策との有機的連携）
- 県民、文化団体等、事業者、教育機関、行政との連携・協働

責務・役割（第3条～第8条）



文化に関する基本的施策

文化の振興等（第12～17条）

- 芸術の振興
 - ・芸術（文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊等）
 - ・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）



生活文化等の振興

- ・生活文化（華道、茶道等）・国民娯楽（囲碁、将棋等）
- ・芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）

伝統芸能等の継承及び発展

- ・日本古来の伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎等）
- ・地域の伝承文化（年中行事、民俗芸能等）



特色ある文化の継承及び発展

- ・精神文化
 - （例：出羽三山信仰、草木塔、出羽百觀音（三地域の三十三觀音信仰）など）

最上川舟運の文化的資産

- ・伝統工芸
 - （例：山形鋳物、山形仏壇、天童将棋駒、置賜紬、羽越しな布等）

山形の食文化

- （例：四季折々の豊かな農林水産物、郷土料理、行事食、地酒等）



文化財等の保存及び活用

- （有形及び無形の文化財並びにその保存技術）

デザイン（意匠）の保存及び活用

- （服飾、家具、工芸品、建築等）

文化に親しむ環境づくり（第18～21条）

- 県民の文化に親しむ機会の充実
- 文化施設の充実及び活用促進
- 事業者による文化活動等の促進
- 文化情報の収集及び提供

文化をはぐくむ人づくり（第22～26条）

- 県民の文化発信力の向上
- 子どもの創造性等の育成
- 高齢者及び障がい者の文化活動を行う意欲の増進等
- 文化の担い手育成及び確保
 - （例：創造的活動を行う者、文化の継承者、指導者、企画制作を行う者等）
- 顕彰

文化を活用した社会づくり（第27～30条）

- 文化の活用による地域の活性化
- 文化の活用による経済の活性化
- 文化の活用による観光振興
- 文化に関する情報発信、交流推進

総則（第9～11条）

- 文化推進基本計画の策定
- 推進体制の整備
- 財政上の措置

今後のスケジュール

12月県議会に素案を報告

パブリックコメントの実施
(H29.12.20～H30.1.15)

2月定例会提案

3月 公布・施行